

君津市学校給食用物資納入業者処分規程

(目的)

第1条 この規程は、学校給食で使用する食材の衛生管理の徹底、品質の確保、発注及び納入に関して、学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）が、不良品を納入し、若しくは納入食材により健康被害が発生する等、学校給食に支障を生じさせ、又は生じさせる恐れがある場合及び納入業者が物資納入時に事故等が発生した場合の処分を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、不良品とは、納入予定若しくは納入された学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）又は配送等の取り扱いが、別表第1に該当するものとする。

2 この規程において、健康被害とは、食品又は容器包装に含まれた、若しくは付着した微生物、化学物質、自然毒等を摂取することによって起こる衛生上の危害、及び特定原材料が含まれているにも関わらず表記がされていない食品を摂取することによって起こる有害な症状をいう。

3 この規程において、事故等とは、君津市（以下「市」という。）との契約の履行にあたり発生した事故等で、次に掲げるものとする。

(1) 人身事故

ア 死亡事故 当該事故が原因で事故の発生により死亡者が出た場合

イ 重篤事故 治療期間が3か月以上若しくは後遺障害が残る場合又は道路交通法上、一度の事故で免許取消しとなる人身事故

ウ 軽傷事故 治療期間が3か月未満の人身事故

(2) 物損事故

ア 道路交通法上、違反点数が課せられる物損事故（建造物損壊事故）

イ 調理場及び学校敷地内で発生した物損事故

(3) 重大な道路法規違反

飲酒運転、酒気帯び運転及び一度の違反で免許取消しとなる違反（累積による取消を除く）

(4) 君津市が貸与した物品を亡失した場合

(報告)

第3条 納入業者は、不良品、健康被害、事故等が発生した場合は、直ちに市へ報告するとともに、その指示に従うものとする。

(不良品、健康被害等の調査)

第4条 第2条第1項に定める不良品等及び同条第2項に定める健康被害が発生した場合は、市はその原因の調査を納入業者に指示するとともに、納入業者は速やかに調査を実施するものとする。

2 市は前項に規定する調査にあたり、必要に応じて関係行政機関等に情報提供を行うことができる。

(顛末書の提出)

第5条 不良品、健康被害、事故等が発生した場合、市は納入業者に顛末書の提出を求めることができる。

(処分)

第6条 不良品、健康被害、事故等に関する処分内容は次の各号のとおりとし、内訳については別表第2のとおりとする。

(1) 文書厳重注意

(2) 君津市学校給食用物資入札参加資格一時停止

(3) 名簿登録抹消

(損害賠償)

第7条 納入業者が、その物資を納入しなかったため、又は不良品を納入したために生じた給食について

の損害、事故については、その業者において賠償しなければならない。

(名簿登録抹消)

第8条 登録者の登録抹消日は、処分を決定した日とし、当該事業者はその日から2年間は登録申請できないものとするができる。

2 登録抹消の決定を行った場合には、当該事業者へ君津市学校給食用物資納入業者登録抹消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(君津市学校給食用物資入札参加資格一時停止)

第9条 君津市学校給食用物資入札参加資格の一時停止は、不良品、健康被害、事故等について、処分を決定した日以降の入札参加資格を停止することができる。入札参加資格停止については別表第2に基づいて決定を行う。

(処分の加重、軽減、免除)

第10条 不良品、健康被害、事故等の内容が、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、著しく社会的影響の大きい場合、並びに過去1年間に同様の不良品、健康被害、事故等の取り扱いをし、改善が認められない場合は、処分を加重することができる。

2 第3条による不良品、健康被害、事故等の報告が、当日の業務時間内までになかった場合は、処分を加重することができる。

3 不良品、健康被害、事故等の内容が、不可抗力その他本人の責によらないと市が認めた場合は、処分を免除又は軽減することができる。

附 則

この規程は平成30年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 <不良品の定義>

違反項目	内容
・食品衛生法 ・JAS法 ・君津市衛生管理マニュアル	食中毒を発生させた場合
	事前のアレルギー報告(特定原材料の使用又は特定原材料のコンタミネーションの報告)を怠った物資を原因として、健康被害を発生させた場合
	有害・有毒物に汚染されたもの
	アレルギー報告を怠った特定原材料から、公定法(平成26年3月26日消食表第36号「アレルギー物質を含む食品の検査について」)により陽性と判断された場合
	特定原材料又は特定原材料に準ずるものを使用したにもかかわらず報告がされていなかった場合
	食中毒菌等の病原菌に汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの
	禁止されている食品添加物等の使用
	異物混入

	腐敗、変質、異味異臭、傷み、変形、温度管理の不良、鮮度不良 その他、食品衛生法・JAS法・計量法・君津市衛生管理マニュアルに違反するもの
・君津市学校給食用 物資納入業者登録要綱 (取扱食材区分ごとの 「物資規格規程」) ・君津市衛生管理マニュアル	品質不良、サイズ、産地、銘柄の不適合
	見本提示品と比較して明らかに品質、形状が劣るもの
	著しい数量不足
	配送規格(配送時間、配送車両及び容器、配送時の温度管理・衛生管理等)違反
	虚偽報告

JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

別表第2 <処分内容及び処分理由>

処分内容	処分理由	
文書嚴重注意 ※1	1	契約の数量又は目方より少なく納入したとき
	2	契約上の期限を守らなかったとき
	3	あらかじめの見本品及び見積提示品と相違する物資を納入したとき
	4	理由なく定時配送を行わなかったとき
文書嚴重注意 ※2	1	名簿登録内容に虚偽のあることが判明したとき
	2	明らかに不良品と判断できる物資を納入したとき
	3	必要な検査や報告を行わなかったとき
これらの事実がなくなるまでの期間の入札資格一時停止	1	事業者(従業員)及びその家族に伝染病又は学校給食用物資を扱うことに不適と判断できる疾病にかかったとき
	2	営業状態が悪化したと考えられるとき
	3	入札参加資格一時停止期間を経過してもなお当該入札参加資格一時停止事由が解消しないとき
文書嚴重注意及びこれらの事実がなくなるまでの期間の入札資格一時停止	1	食材の仕入れから、製造、店舗、保管倉庫、配送その他営業上の施設及び設備において食品の安全と衛生管理が徹底されていないと判断されるに至ったとき
	2	その行為が特に悪質であると君津市が判断したとき
	3	登録要件を満たさなくなったとき
2年間の名簿登録抹消	1	君津市の学校給食納入業者として適格性を有しないと君津市が判断したとき

なお、「文書嚴重注意(※1)」を受けた日から1年以内に「文書嚴重注意(※1)」を受けた場合は、1か月の入札資格一時停止とし、「文書嚴重注意(※2)」を受けた場合は3か月の入札資格一時停止とする。

また、「文書嚴重注意(※2)」を受けた日から1年以内に「文書嚴重注意(※2)」を受けた場合及び「文書嚴重注意(※1)」を受けた場合は3か月の入札資格一時停止とする。